

指定（介護予防）認知症対応型
共同生活介護事業所
運 営 規 程

『グループホーム さくら高野原』

宮城県仙台市青葉区高野原四丁目12-29

有限会社 さくら

宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼1丁目3番地12

グループホームさくら高野原

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

（目的）

第1条 この規程は、『有限会社さくら』が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業「以下（事業）という」の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能維持及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 本事業所の名称は、グループホーム さくら高野原とする。

- 2 本事業所の所在地は、宮城県仙台市青葉区高野原4丁目12-29に置く。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 ホーム長 1名（非常勤）
ホーム長は、職員の人事権限を持つ。
- 2 管理者 1名（常勤）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行うと共に、家族や医療機関などである、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を行う
- 3 看護師 1名
看護師は、利用者の健康管理を行い把握に努める。医療との連携体制確保に努める。

A棟

- (1) 計画作成担当者 1名（常勤、介護職員と兼務）
計画作成担当者は、当該ユニットの利用者に適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、協力医療機関などである介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (2) 介護職員 9名（常勤専従4名、計画作成担当者と兼務1名、非常勤専従4名）
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

B棟

- (1) 計画作成担当者 1名（常勤、介護職員と兼務）
計画作成担当者は、当該ユニットの利用者に適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、協力医療機関などである介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- (2) 介護職員 10名（常勤専従5名、計画作成担当者と兼務1名、非常勤専従4名）
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 事業所におけるユニットごとの利用定員は、次のとおりとする

- (1) A棟 9人
- (2) B棟 9人

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は基準省令を考慮し、介護は、利用者の人格や趣味趣向に十分に配慮しながら、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って次の共同生活介護を提供する。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上での世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 本事業のサービスの開始に際し、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに当該計画書を交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する利用料は、介護報酬の告示上の1割、又は2割相当額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 家賃 51,000円/月 (1,700円/日×30日換算)

54,000円/月 (1,800円/日×30日換算)

(2) 食材費 33,000円/月 (おやつ代含む) (30日換算)

(3) 水道光熱費 25,500円/月 (30日換算)

(4) 冬期暖房代金 6,000円/月 (11月1日～3月31日) (30日換算)

(5) 修繕運営費 5,000円/月 共用部分の修繕費用に当てる。

(6) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

実費 (尿取りパッド代 1枚/25円)

(パワフルパッド代 1枚/80円)

(リハビリパンツ代 1枚/120円)

(紙おむつ代 1枚/120円)

(7) 入居時敷金 各家賃2ヶ月相当分 (月/30日換算) 退去時償還

「退去時には居室補修代(クリーニング代)及び未払い利用料金等を精算いたします。」

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

4 食材費、水道光熱費は年1回見直すものとする。

5-I 介護報酬の告示上の相当額とは、以下のとおりである。(要介護度別・加算別に算出) (1割負担)
 (負担割合についてはお手元の「介護保険負担割合証」にてご確認ください。)

	30日当たりの自己負担額 (単位 : 円) 利用者負担額 = (基準単価×日数×6級地算定額 - 基準単価×日数×6級地算定額×0.9)
要支援2	22,892円 「1日当たり743単位 (743×30×10.27 - 743×30×10.27×0.9)」
要介護1	23,015円 「1日当たり747単位 (747×30×10.27 - 747×30×10.27×0.9)」
要介護2	24,094円 「1日当たり782単位 (782×30×10.27 - 782×30×10.27×0.9)」
要介護3	24,833円 「1日当たり806単位 (806×30×10.27 - 806×30×10.27×0.9)」
要介護4	25,326円 「1日当たり822単位 (822×30×10.27 - 822×30×10.27×0.9)」
要介護5	25,819円 「1日当たり838単位 (838×30×10.27 - 838×30×10.27×0.9)」

(※ 上記の利用料は30日換算にて算出 = 仙台市(6級地算定 10.27円 基準)

加算名	30日当たりの自己負担額 又は退去時相談援助加算に関しては1回限りの自己負担額 (単位 : 円) 利用者負担額 = (基準単価×日数×6級地算定額 - 基準単価×日数×6級地算定額×0.9)
初期加算	924円 「1日当たり 30単位 (30×30×10.27 - 30×30×10.27×0.9)」
医療連携加算	1,202円 「1日当たり 39単位 (39×30×10.27 - 39×30×10.27×0.9)」
看取り介護加算	3,993円 「1日当たり 144単位 (144×27×10.27 - 144×27×10.27×0.9)」
	1,397円 「1日当たり 680単位 (680×2×10.27 - 680×2×10.27×0.9)」
	1,315円 「1日当たり 1,280単位 (1,280×1×10.27 - 1,280×1×10.27×0.9)」
認知症専門ケア加算 (I)	93円 「1日当たり 3単位 (3×30×10.27 - 3×30×10.27×0.9)」
若年性認知症受入加算	3,698円 「1日当たり 120単位 (120×30×10.27 - 120×30×10.27×0.9)」
退去時相談援助加算	411円 「1回限り 400単位 (400×1×10.27 - 400×1×10.27×0.9)」
サービス提供体制強化加算 (III)	185円 「1日当たり 6単位 (6×30×10.27 - 6×30×10.27×0.9)」
夜間ケア加算 (II)	771円 「1日当たり 25単位 (25×30×10.27 - 25×30×10.27×0.9)」
介護職員処遇改善加算 (I)	介護保険収入金額の1,000分の111に相当する単位数とする。

(※ 上記の加算は 仙台市 (6級地算定 10.27円 基準)

(※ 上記加算につきましては、それぞれの加算条件が整い次第順次実施させていただきます。)

5・II 介護報酬の告示上の相当額とは、以下のとおりである。(要介護度別・加算別に算出) (2割負担)
(負担割合についてはお手元の「介護保険負担割合証」にてご確認ください。)

	30日当たりの自己負担額 (単位 : 円) 利用者負担額 = (基準単価×日数×6級地算定額 - 基準単価×日数×6級地算定額×0.8)
要支援2	45,784円 「1日当たり743単位 (743×30×10.27 - 743×30×10.27×0.8)」
要介護1	46,030円 「1日当たり747単位 (747×30×10.27 - 747×30×10.27×0.8)」
要介護2	48,187円 「1日当たり782単位 (782×30×10.27 - 782×30×10.27×0.8)」
要介護3	49,666円 「1日当たり806単位 (806×30×10.27 - 806×30×10.27×0.8)」
要介護4	50,652円 「1日当たり822単位 (822×30×10.27 - 822×30×10.27×0.8)」
要介護5	51,638円 「1日当たり838単位 (838×30×10.27 - 838×30×10.27×0.8)」

(※ 上記の利用料は30日換算にて算出 = 仙台市(6級地算定 10.27円 基準)

加算名	30日当たりの自己負担額 又は退去時相談援助加算に関しては1回限りの自己負担額 (単位 : 円) 利用者負担額 = (基準単価×日数×6級地算定額 - 基準単価×日数×6級地算定額×0.8)
初期加算	1,848円 「1日当たり 30単位 (30×30×10.27 - 30×30×10.27×0.8)」
医療連携加算	2,403円 「1日当たり 39単位 (39×30×10.27 - 39×30×10.27×0.8)」
看取り介護加算	7,986円 「1日当たり 144単位 (144×27×10.27 - 144×27×10.27×0.8)」 2,794円 「1日当たり 680単位 (680×2×10.27 - 680×2×10.27×0.8)」 2,629円 「1日当たり 1,280単位 (1,280×1×10.27 - 1,280×1×10.27×0.8)」
認知症専門ケア加算 (I)	185円 「1日当たり 3単位 (3×30×10.27 - 3×30×10.27×0.8)」
若年性認知症受入加算	7,395円 「1日当たり 120単位 (120×30×10.27 - 120×30×10.27×0.8)」
退去時相談援助加算	822円 「1回限り 400単位 (400×1×10.27 - 400×1×10.27×0.8)」
サービス提供体制強化 加算(III)	370円 「1日当たり 6単位 (6×30×10.27 - 6×30×10.27×0.8)」
夜間ケア加算(II)	1,541円 「1日当たり 25単位 (25×30×10.27 - 25×30×10.27×0.8)」
介護職員処遇改善加算(I)	介護保険収入金額の1,000分の111に相当する単位数とする。

(※ 上記の加算は 仙台市 (6級地算定 10.27円 基準)

(※ 上記加算につきましては、それぞれの加算条件が整い次第順次実施させていただきます。)

※加算内容について

- ・ **初期加算**

入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を起算する。

- ・ **医療連携加算**

可能な限りホームでの生活が継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合は適切な対応が取れるなどの体制を整備しているとして、1日につき所定単位数を加算する。

- ・ **看取り介護加算**

入居時に看取りについての指針や考え方を説明するとともに、医師が終末期と診断し、利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員などが共同して、利用者の状態や家族の求めに応じて随時介護が行われ、施設内での看取りが行われたものについて、死亡日から30日を上限として加算する。

- ・ **認知症専門ケア加算（Ⅰ）**

認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mの利用者が入居者の2分の1以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を20名未満に1名配置し、職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施した場合に1日につき所定単位数を当該利用者に対し加算する。

- ・ **若年性認知症受入加算**

受け入れた若年性認知症利用者ごと個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行う整備しているとして1日につき所定単位数を加算する。

- ・ **退去時相談援助加算**

利用期間が1ヶ月を超える利用者が退去し、その居宅において居宅サービスを利用する場合に、退去後のサービス利用等について相談援助を行い、退去日から2週間以内に地域包括センター等に対し当該利用者の介護状況を示す文書を添えて居宅サービス等、利用者に必要な情報を提供した場合に1回限りにつき算定する。

- ・ **サービス提供体制強化加算（Ⅲ）**

利用者に直接提供する職員の総数のうち、3年以上の者の占める割合が100分の30以上の場合に、1日につき所定単位数を加算する

- ・ **夜間ケア加算（Ⅱ）**

夜間における利用者の安全確保を強化する観点から、夜勤職員の配置基準の見直しを行う。
(1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護職員を1名以上配置する。)

- ・ **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経済的な取り扱いとして、平成30年3月31日までの間加算を行う。所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、その単位数に1,000分の111を乗じた額とする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 本事業の対象者は、要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害の恐れがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、利用者及び利用者家族と協議の上、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(重度化した場合の対応)

第11条 利用者の心身状態が重度化したときには、以下の対応を行うものとする。

- (1) 医療機関等との連携体制
看護師を配置しており、24時間主治医、協力医療機関との連携体制をとり、主治医、協力医の指示、指導のもと必要な医療がうけられるようにする。また、入院が必要となった場合は、主治医、協力医を通し、他の医療機関とも連携をはかる。
- (2) 入院期間中の居住費、食費等の取り扱い
入院期間中においても、居室をそのまま利用されている場合、居住費は派生するものとする。
入院期間中に洗濯などのサービスが必要な場合は水道光熱費を請求する。
- (3) 看取りに関する考え方
終末期を迎えた場合、主治医、又は協力医とご家族、ホームで話し合いを行い、入居者本人にとって、最良と考えられる看取りの支援方法を行う。
- (4) 意思確認の方法
入居時に終末期の基本的な考え方の説明を書面にて行い、ご家族および入居者本人の希望を確認した上で同意を取り交わす。
ただし、直面した場合には必要と思われる節目毎に状況の説明をするとともに、そのつど書面にて意思確認を行う。

(身体拘束)

第12条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を利用者家族に説明及び報告するとともに記録するものとする。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護の必要がなくなった時には、管理者の判断において直ちに身体拘束等を解除しなければならない。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講ずる。
- 3 入居に際し、利用者及び利用者家族の個人情報施設内での介護の為もしくは、医療機関、その他協力頂く福祉関係機関等に提供利用することに対し、事前に書面での使用に関し同意をいただく。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。その後、直ちに家族又は身元引受人に連絡をする。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連帯方法を確認し、災害時には避難などの指揮を取る。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備等の点検をするものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に備え、非常災害に関する具体的な計画をたて、それに沿って定期的に地域の協力機関等と連帯を図り、年2回の避難訓練や、その他必要な訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第19条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 事業所は基準省令第85条に基づき利用者が求める充実した生活と事業所の健全な運営を実現するため、利用者や家族、地域住民、関係機関などからの要望、助言等を聞く機会として、『グループホーム さくら高野原運営推進会議』を設置する。
- 4 妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、運営主体である有限会社さくらと管理者が協議に基づいて定めるものとする。

- 付 則
- この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。
 - この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。
 - この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。
 - この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
 - この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。